

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

**I 現状**

**(1) 地域の災害等リスク**

**【洪水】**

河川沿いの低地帯で大雨による浸水が想定されている。特に、三原川水系の本川・支川が放射状に流入している三原平野の河口付近は、地盤標高が低く、洪水時の河川水位より低い土地が広がっており、内水被害が生じやすい地域である。市街地を含む広い範囲で最大1mから3mを越す浸水が想定されている。

**【土砂災害】**

北部の先山山地、南東部の諭鶴羽山地、西部の南辺寺山地周辺の傾斜が急な地域では、土石流や地すべりが発生する恐れがある土砂災害警戒区域が指定されている。

**【地震】**

政府の地震調査研究推進本部によると、南海トラフ地震（M8～M9クラス）が今後30年以内に70%～80%の確率で発生すると言われている。兵庫県の試算によるとM9クラスの南海トラフ地震が発生した場合、市内は最大震度7の強い揺れに襲われ、その揺れ等による建物の全壊棟数が県下で1番多く11,255棟、死者数は県下で4番目に多く1,473人と想定されている。

**【津波】**

兵庫県の行ったシミュレーションによると、M9クラスの南海トラフ地震に伴い発生した津波により、発災後43分で50cmの潮位上昇（沼島）、58分後には最高8.1m（福良）の津波が到達すると想定されている。津波被害が想定される福良地区には、南あわじ市の地場産業である素麺製造業者が集積している他、水産加工業者や観光業者も数多くある。

**【高潮】**

湊地区や福良地区などの沿岸部で高潮による浸水が想定されている。特に湊地区では、河川を遡上した高潮による浸水が、松帆地区や志知地区等の低地帯の広範囲に及ぶことが想定されている。

**【その他】**

過去に発生した大規模な洪水（平成16年、21年、23年）では、下流域の人口密集地域で床上下浸水等の被害が発生している。

参考：南あわじ市ハザードマップ（令和4年発行）

**【感染症】**

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 2, 194者
  - ・小規模事業者数 1, 807者
- (令和3年経済センサスより)

業種	商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地条件
建設業	204	167	市内全域に広く分散している。
製造業	301	246	福良地区や旧西淡町に地場産業が多い。
卸・小売業	710	593	市内全域に広く分散している。
飲食・宿泊業	275	225	市内全域に広く分散している。
サービス業	434	355	市内全域に広く分散している。
その他	270	221	市内全域に広く分散している。

## (3) これまでの取組

### 1) 当市の取組

- ・南あわじ市地域防災計画の策定（令和4年度修正）
- ・南あわじ市総合防災訓練の実施
- ・指定避難所等へ食料・資機材等の備蓄
- ・避難路等の整備
- ・自主防災組織の育成、防災訓練や防災資機材購入等への助成

### 2) 当会の取組

- ・災害発生後の被害状況の確認と各所への報告（淡路県民局・兵庫県商工会連合会に報告）
- ・小規模事業者等のBCPに関する国・兵庫県の施策周知
- ・小規模事業者等に対するBCP策定セミナーの開催
- ・兵庫県共済協同組合と連携した「休業対応応援共済」（休業補償共済）への加入促進
- ・事業者の事業継続力強化のための職員支援能力向上の取組（職員研修の実施）
- ・サイバー攻撃に対処するためのサイバーセキュリティ対策の構築

## II 課題

- ・現状では、自然災害等による緊急時の取組について記載しているが、緊急時の対応が実施出来るか不透明である。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・当会エリアにおける自然災害リスクに対する現状把握が十分にできていない。
- ・自然災害、感染症リスク対策として事業継続計画及び保険、共済の必要性を周知する必要がある。
- ・事業者の事業継続力強化の為に、職員の計画策定支援スキルを高める必要がある。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に自然災害リスクや感染症等リスクに対する認識を深めてもらうとともに、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・兵庫県共済協同組合等と連携し、巡回や窓口指導により共済・保険制度の加入確認や制度説明などを推進する。
- ・小規模事業者等のBCP策定や事業継続力強化計画の策定を推進、支援する。
- ・BCP策定や事業継続力強化計画策定を支援する職員向け研修会等を開催する。

○成果目標

事業所数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）	
			BCP	事業継続力強化計画
2,194	1,807	R7	10	20
		R8	10	20
		R9	10	20
		R10	10	20
		R11	10	20

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

**（１）事業継続力強化支援事業の実施期間**（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

**（２）事業継続力強化支援事業の内容**

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

**< 1. 事前の対策 >**

**1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知**

- ・巡回や窓口相談時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明、周知する。特に津波のリスクが高い南淡地区や西淡地区に普及を行う。
- ・年2回発行の会報（会員外への周知のため、市内チラシ折込約11,250戸）や市広報（年2回程度）、DM（年6回程度 不定期 会員約1,570名）、ホームページ、Facebook等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対するBCP策定及び事業継続力強化計画セミナー（年2回）の開催、個別相談（年4回）を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・サイバー攻撃の対策については、兵庫県警と連携したサイバーセキュリティセミナーの開催や、会報・市広報、ホームページ等において、サイバー攻撃の脅威や対策の必要性を周知する。

**2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成**

- ・南あわじ市商工会には従前から危機管理マニュアルがあり毎年更新しているが、令和7年までに事業継続計画（BCP）を新たに作成する。

**3) 関係団体等との連携**

- ・当市と災害時における対応として、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるよう普及啓発やBCP策定・事業継続力強化計画策定の周知等について連携する。

- ・兵庫県共済協同組合や全国商工会連合会が小規模事業者等のリスクマネジメント支援に関する協定を締結している損害保険会社等と連携を図り、会員事業所の要請に応じて、各種災害リスクに対応した補償や共済加入について説明する。又、兵庫県共済協同組合や兵庫県商工会連合会と連携し普及啓発やBCP・事業継続力強化計画策定セミナーを共催する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

#### 4) フォローアップ

- ・巡回や窓口相談時に小規模事業者のBCP・事業継続力強化計画策定の確認を行う。
- ・当市商工観光課と当会にて状況確認及び情報共有の会議を行う。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5弱以上の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）。

### < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1日以内に職員の安否報告を行う。
- ・SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。（豪雨における例：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身のみがまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。）
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、**1日以内**に情報共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

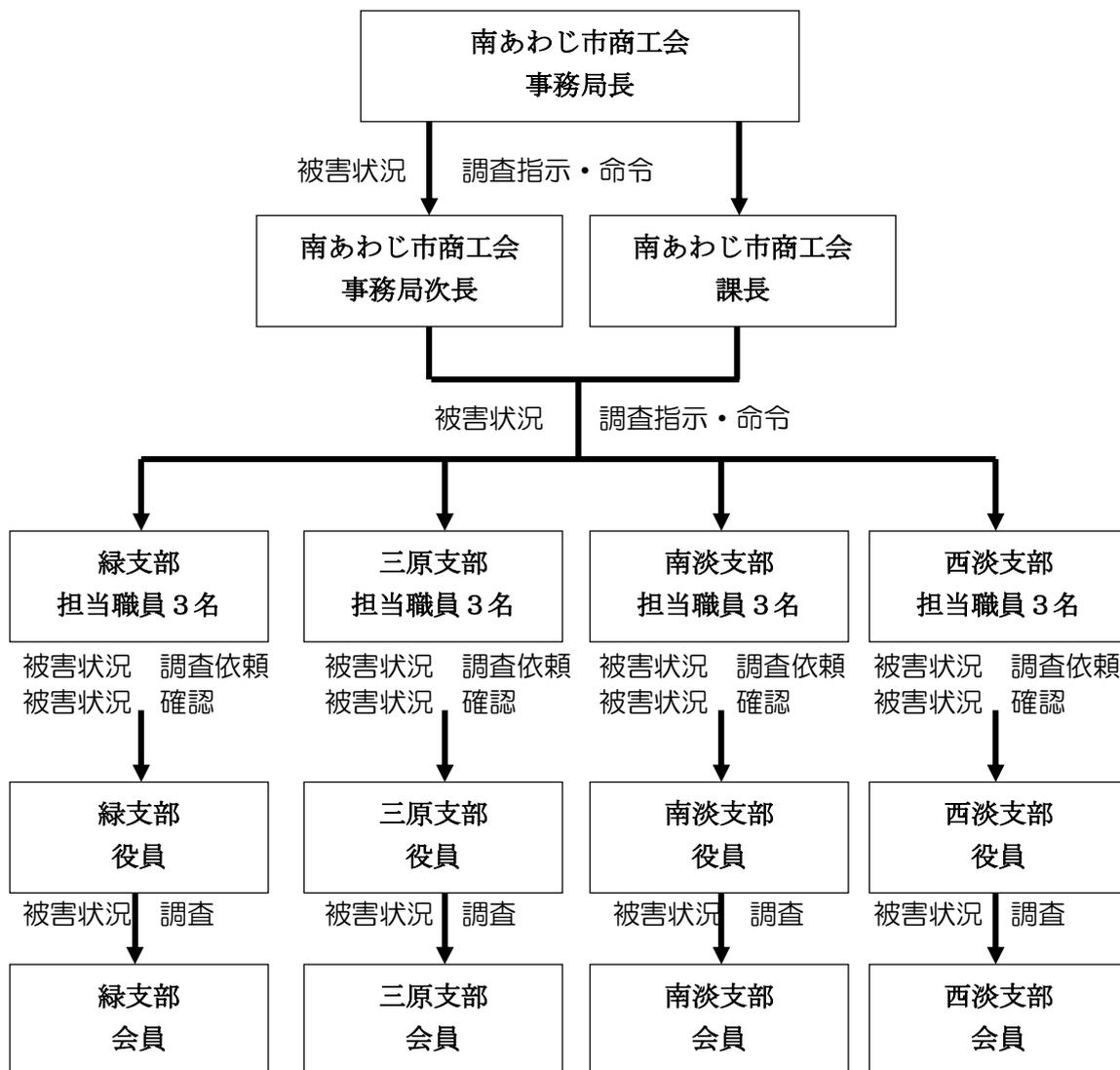
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～3週間	1日に2回共有する
3週間～2ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	2日に1回共有する

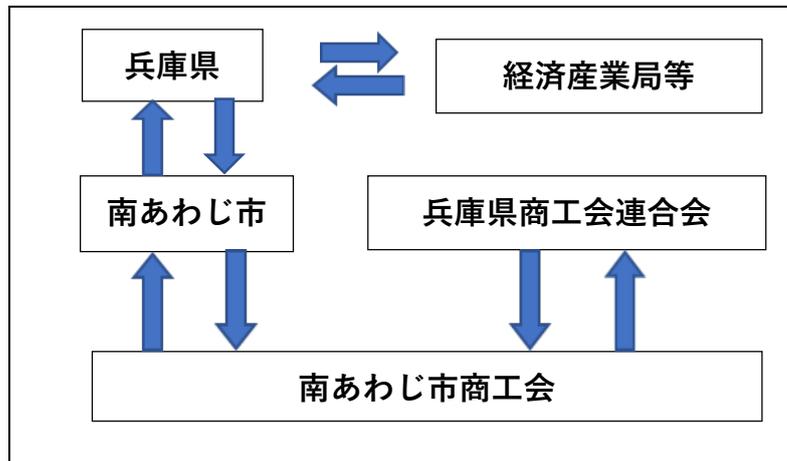
### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。



※被害状況調査終了後、商工担当職員が各支部役員から被害状況を鎌人する。  
役員35名（理事33名、監事2名）

- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法等について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、兵庫県の指定する方法にて当会又は当市より兵庫県へ報告する。又、感染症流行の場合には、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、同様に兵庫県へ報告する。



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談し安全性が確認された場所で相談窓口を設置する。  
(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や兵庫県、当市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・兵庫県商工会連合会を通じて他の地域の商工会とも連携し、地区内小規模事業者等が短期間で事業を再開できるよう支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある地区内小規模事業者等を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・兵庫県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災地区内小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を兵庫県や兵庫県商工会連合会等に相談する。
- ・兵庫県共済協同組合と連携し、被災地区内小規模事業者等に対する火災保険等の迅速な共済金支払いにつなげられるよう支援を行う。
- ・日本政策金融公庫と連携し、被災地区内小規模事業者等に対する迅速な融資斡旋につなげられるよう支援を行う。

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに兵庫県へ報告する。

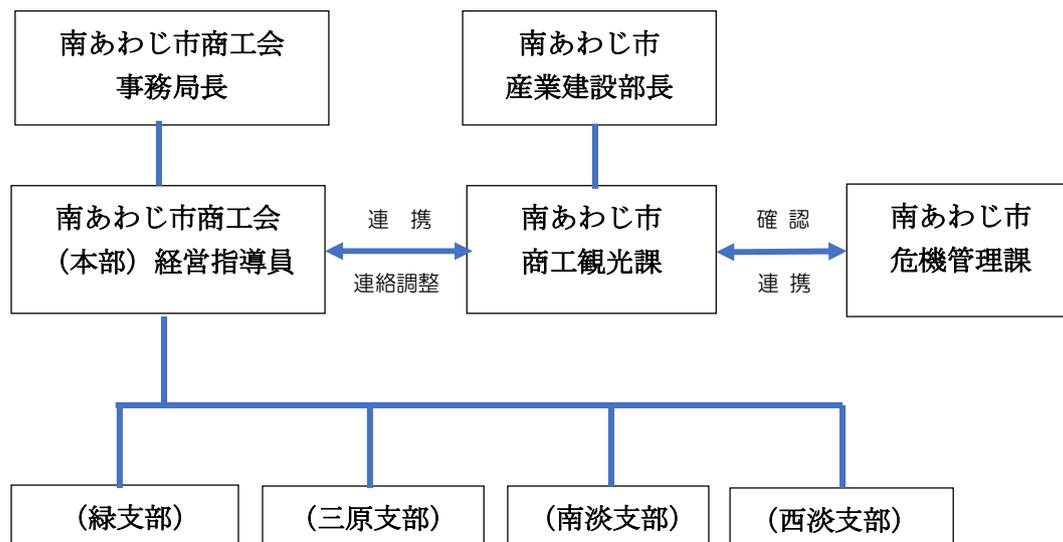
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年12月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 仲井 英樹 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

南あわじ市商工会 経営支援課

〒656-0474 兵庫県南あわじ市市市 299-2

TEL 0799-42-4721/ FAX 0799-42-4689

E-mail info@m-awaji.jp

②関係市町村

南あわじ市 産業建設部 商工観光課

〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺 22-1

TEL 0799-43-5221 / FAX 0799-43-5321

E-mail shoukou\_kankou@city.minamiawaji.hyogo.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
専門家派遣費	285	285	285	285	285
セミナー開催費	165	165	165	165	165
チラシ等作成費	120	120	120	120	120
会議費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
商工会、南あわじ市補助金、兵庫県補助金、雑収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。